

令和2年度 第3回 長浜市下水道事業審議会 会議録

日 時：令和2年11月13日(金) 午前10時00分から午前11時10分まで

会 場：長浜市役所 1階 多目的ルーム1

出席者：委員8名

横山幸司会長、北川雅英副会長、中井宣夫委員、宇野恵士委員、井上哲孝委員、
荒木まつゑ委員、伊吹多美代委員、竹腰勝子委員

事務局

下司下水道事業部長、横山下水道事業部次長、
下水道総務課
松宮課長、林参事、渡邊係長、辻村主幹、堀崎主事
下水道施設課
藤田課長、宮部課長代理

進行：松宮下水道総務課長

1. 開会(省略)

2. 部長挨拶(省略)

3. 議事

(1) 第2回審議会会議録の確認について

・特に意見なし。

(2) 長浜市の下水道受益者負担のあり方について

事務局から資料1～17ページにより説明

説明の後、次のような意見、質疑がありました。

委員	①番の中での工事負担金は、申請ごとに精算し、実費負担するということになっているが、現状は申請があった場合、その都度発注しているのか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	その時に積算はしているのか。
事務局	単価契約をしているので、出来高精算になる。
委員	出来高精算ということは、完了した工事の数量をもらってから、最後に積算するという理解でよいのか。
事務局	お見込みのとおりだが、受益者負担金ではなく工事負担金として処理をする件数は特別な場合になるため、年間件数は多くない。
委員	今回の受益者負担金の見直しでは、発注の方法としては現状と同じ方法をとるという理解でよいのか。
事務局	お見込みのとおり。発注方法が変わらないので、①番の実費負担方式では、1件ごとに精算処理が発生するため、膨大な事務量になる
委員	現状、出来高精算をしているなら同じことではないのか。
事務局	現状は、当初に概算で積算を行い、年間の工事について単価契約を結んでいる。特別な事例である工事負担金の算定にのみ精算が必要なため、1件ご

	とに精算を行うわけではない。そのため出来高精算については複数の件数をまとめて精算し事務量を軽減している。今回の受益者負担金制度の見直しとしては、市民に分かりやすい制度とするため、1件ごとの実費負担ではなく、定額としたいと考えている。
委員	例えば③、④の場合については市の負担が出てくるが、市が負担することは適当なのか。
事務局	③については、舗装の部分に対して市の負担とするとしているが、これは道路管理者に対して専用者が負担すべきということになるため、仮復旧の後本復旧をする必要があり、本復旧費用については現在も市で負担しており、このことから仮復旧分も市が負担するという点については、一定の理解が得られると考えている。ただ、④については、公道部分すべての経費を市が負担するというのは、難しいと考えている。
委員	本管以外の設備は、個人のものになるのか。
事務局	すべて市の資産になる。
委員	元々受益者負担金制度は末端管路の4分の1を負担してもらうというような基準があったと認識している。残りの4分の3は、国の補助や県の補助など、なんらかの財源措置があると思うので、受益者の方がすべて負担するという点ではないのではないか。これらの理由から市の負担があってもおかしくはないと思う。
事務局	4分の1、4分の3という負担構成については認識していないが、現在の受益者負担金制度は、本管と公共柵の整備について95%は財政措置があるので、5%分を受益者負担金でいただくということにしている。今回の見直しは、本管にかかる分は市が負担し、公共柵の部分については、新たな利用者の方に負担していただくという分かりやすい制度にしたいと考えている。
委員	前回の審議会時に、水道事業のような、加入される場合は加入金という制度で定額だけ負担してもらい、本管からの取り出し工事などの経費については、申請された方に個々で施工してもらうというような制度にしたほうがよいのではないかという話をしたが、今回の事務局の提案は加入金ではない形になっている。
事務局	下水道の場合は、個人にその本管部分の整備を全額負担してもらうという考え方はないため、加入金という制度にするにしても本管からの取り出し工事については、個人ではなく市の方で施工することになるため、加入金にその工事費用についても加味する必要がある。
委員	考え方を色々整理していただいているが、現実問題として長浜市の人口は減少していて、新規で下水道が供給されるのはかなり限定的で、バリエーションはそこまで必要ないと思う。施工費が高額になる場合もあると思うが、それはレアケースであって、ほとんどが小規模の住宅の建設になっている。事業所などの大規模なケースはなかなかないと思うので、そういう状況であれば、②の場合では事業費の9割を補填できるような話なのか。
事務局	現状、年間で大体150件程度の公共柵の設置があり、工事負担金を25万定額にすると、投資分はほとんど回収できると見込んでいるが、個人の負担感をもう少し検討する必要があると考えており、委員の皆様からその辺のご意見をいただきたい。
委員	25万定額の工事負担金をもらえれば、事業としては持続可能と認識できるが、後は市民負担をどう考えるか、市の財政としての判断になるということか。
事務局	今後の経営で必要なのは、下水道の機能が維持できるかということになる。

	下水道の敷設を行ってきた時代と違い、今現在は下水道使用者に維持管理費用について負担をしていただく経営に変わっている。今回の受益者負担金制度の見直しで一律の経費負担とし、後は使用した分を使用料で納めていただくという風に分かりやすい制度にしたいと考えている。
委員	25万定額とすると今の受益者負担金より費用は増えることになると思うが、例えば、初年度は3分の2減額、2年目は3分の1減額、満額は3年後というような、猶予期間を置くことはできないか。
事務局	猶予期間については考えていない。
委員	猶予期間を設けることで、長浜市として定住人口の増につながると考えられるし、コロナ対策、経済対策というわけではないが、個人的にはそういうことも必要だと思うし、また、去年まで10万程度であった費用が、急に25万とかになると、去年家を建てた方と今年建てた方で不公平感がでるのではないかと、そういう不公平感を失くすためにも猶予期間は必要だと思う。
事務局	すべての地区が高くなるということではなく、安くなる地区もある。市全体の公平感を考えている。
委員	すごく分かりやすい説明でありがたい。非常に財源が少ない中で、市全体が公平になるように考えていることに感謝しているが、先ほど別の委員が言われたように、去年と金額が違うとにならないか、そこが私も懸念するところではあるので、その意見については賛同する。
委員	市の方針としては、②番か③番かという形になるのか。もし財源があるのならば、安いほうがいいと思う。②番でなければならないのか。
事務局	市もしっかり負担の一部を担うというアピールもしたいとは考えているが、あまりに極端な支援はできないため、②番か③番でいきたいとは考えている。
委員	私も安いほうがいいと思うが、市側にも財源等の色々な問題があると思うので、②でいいと思う。
事務局	これから新たな住居を構えられる方のうち、7割は旧の長浜市で、1割が浅井町、1割が湖北、高月町という見込になっているが、制度改正後の負担については、旧長浜市は増えることになるが、西浅井では公共枮をつけるのに現状50万かかるのが、半分以下の負担に変わることになる。今まで土地面積で算定していたものを定額の工事負担金に切り替えることで、負担が増える、減るの説明をするのは、算定方法に違いがあることから個々に判定する必要があるもので、非常に難しい説明になると考えている。そのため分かりやすく公共枮の設置費用に負担をいただくという明確な説明にさせていただいたらご理解いただけるものと考えている。
委員	いくつか案を出していただいている中で、⑤番目、⑥番目というのはちょっと現実からかけ離れていると感じている。⑥番目の加入負担金の制度については、水道事業の場合はポンプの設置とか、排水管の造形とかがついて回るので、加入金が高くなるのは当然だが、下水道事業の場合はそのような制度ではないと思うので、これはだめだと思う。⑤番目の場合は、例にあるような、公道2mと6mの場合で、同時に例えばお向かい同士で下水道の引き込み管をとった時に、2mの分は24万かった、6mの分は100万かったとなると、公平的な観点からするとおかしいと思うので、これもだめだと思う。④番については、これも民地だけが個人負担というは、市の負担がかなり大きくなるためだめだと思う。①番についても、費用相当分がそのまま工事負担金ということだが、これを言っているのか悪いのか分からないが、当然職員の負担も大変なものになると思うので、個人的にはだめだとは思っている。結論的には、②番と③番になるが、②

	番、③番どっちがいいのかというと、先ほど別の委員さんが言ったように、当然安いほうがいい。③番は公道部分の舗装については市の負担としており、負担額も18万というのは、妥当な金額かなと思う。仮に②番の24万であれ、③番の18万円であれ、金額の見直しというのは、経済情勢とか社会情勢で変わるので、毎年見直しは行うつもりか。
事務局	金額の見直しについてはまた検討させてもらう。
委員	②番の積算は、舗装の仮復旧までか、それとも本復旧まで入っているのか。
事務局	仮復旧として積算している。
委員	単価自体は条例に記載することになると思うので、それを毎年見直すのは難しいと思う。単価を②番か③番かで決める場合、個人でやったほうが安かったみたいなことになると問題があるので、最初の単価設定は精査しておいたほうがいい。単価の設定については当審議会に決定権はないが、十分に精査すべきだと思う。それと、アパートとか工業団地とか、その辺はまた別計算になるのか。あくまでこれは一般住宅での話として認識していいか。
事務局	お見込みのとおり、あくまで一般住宅の場合になる。
委員	参考までに、私も個人的に全国的な状況を調べてみたが、浄化槽の設置基準があると思うが、その基準でアパートの場合だと面積で何人槽とか、工業団地なら面積で何人槽とか決まっているので、アパートとか工場とかは一般住宅とは別にそういう基準に合わせてもいいのではないかな。
事務局	参考にさせていただく。
委員	細い道路に面して新築される場合に、1mの本管取出工事になる時も、18万になるのかという意見はでてくる可能性はかなり多いと思う。その場合でも18万の定額になるという根拠は考えておいたほうがいい。ましてや、舗装もない道路だとしたらもっと意見を言いたくなる。
委員	今の積算では、18万4,800円、24万900円という細かい単位まで出しているが、定額にするのであれば切りよい金額にしたほうがいい。
事務局	最終的にはそういう方向になるが、今回はある程度条件を決めて積算したものを、そのまま正直に出している。
会長	一通り意見を聞いた結果、概ねの方向性としては、②か③の方向で行くということでは意義はないか。
各委員	異議なし。
会長	工事負担金を定額で求めるということに関して異議はないが、公道部分の舗装復旧について含むかどうかの問題が残っている、特に財源というだけの問題ではなく、公平性の観点などから含むかどうか、そのあたりの精査というのは、より緻密に積み上げたほうがよい。ただ財源がないからできないというのは、それも重要な要素ではあるが、もう少し理論武装が必要かなと思う。他の委員が言われた全国の事例についても、一般的には必ず聞かれることではあるので、ある程度調べたほうがよい。ただし、事例がないからと言ってやらないという判断は、改革をするという行為に水を差すことになるので、個人的には事例が無くてもやるべきものはやるべきだと思う。 今回は答申案を作成することになるが、その中で②か③かということは白黒つけなくてもよいかな。
事務局	今回は金額の安い③に近い考え方でたたき台を作成させていただこうと考えている。全国の事例については、下水道の初期整備段階において、定額負担や加入金の制度を設けておられる市町はたくさんあるが、下水道の整備が終わり、その後の管理に苦慮する中で受益者負担金制度の見直しを行った前例が

	ないことから、全国的な事例を探すのは難しいと考えている。 負担の対象をしっかりと定めれば市民にとって分かりやすい制度となるという結論で整理をしたいと考えている。また、現状猶予地の管理事務が膨大となっていることから、そういった内部の改善につなげるということも大きな目的であるため、その辺をうまく整理したうえで、答申のたたき台を作成するので、次回ご教示いただきたい。
--	---

4. 閉会